

決算審査特別委員会審査記録（出先第2班）

福島県議会

1 審査期間

令和6年10月23日（水曜）～10月25日（金曜）

2 審査事項

知事提出継続審査議案第24号から同第29号まで

3 出席委員

副委員長	大場秀樹	委員	安部泰男
委員	宮本しづえ	委員	鈴木優樹
委員	渡辺康平	委員	山田真太郎
委員	誉田憲孝		

4 議事の経過概要

令和6年10月23日（水曜）

◎ 会津家畜保健衛生所

（午前 11時 9分 開議）

大場秀樹副委員長より挨拶、委員等紹介の後、所長から職員紹介及び説明があり、質疑応答に入る。

渡辺康平委員

「福島牛」AI肥育確立事業について、議会等で農林水産部から説明があるものの現場を見たことがないため、実際の成果や改善点、課題等の詳細を説明願う。

所長

現場での活用場面は、例えば、肉質が非常によいものは品評会に出品し、そうでないものは食肉流通センターに一般出荷するなどの選択肢があるが、肉質をAI判定することにより、品評会で上位を狙えない牛はなるべく体を大きくして肉量を取って出荷し、肉量を取ろうとしても育たない場合は早めに出荷するなどの選択ができる。また、AI判定だけでなく血液検査も活用することで、牛の食べ方や育ち方などの状況を確認し、適切な飼料等を助言している。

課題としては、AI判定の精度は大分高まっているものの、さらなる精度の向上

には多数のサンプルが必要である点、たまにエラーが発生する点が挙げられる。AI判定が大きく外れた牛については、当所職員の目でも画像を判定し、助言している。

宮本しづえ委員

畜産関係において獣医師不足が問題であり、県が募集しても応募がなく、定数に満たない状況があると聞いているが、会津家畜保健衛生所の状況と日常業務への影響を聞く。

所長

当所の職員定数は8名であり、令和5年度は定数どおりであったが、今年度は1名減で対応している。農場でのワクチン接種や鳥インフルエンザに関する点検が業務の大部分を占めることから、職員だけで間に合わない部分は、家畜防疫員等として開業獣医師や県農業共済組合などの団体獣医師に年間70回ほど委嘱しており、それでも不足する場合は管理職も実務に当たっている。現在、定数に満たない分を定数外の専門員1名により補っているが、このような人材がいなくなると非常に厳しいことから、1名の増員を要望している。

宮本しづえ委員

(公社)福島県獣医師会から、獣医師不足の要因は処遇の悪さではないかとの話を聞き、処遇改善すべきとの思いで議会での質問に取り上げたことがあった。今年度は処遇が少し改善されたとの話がある一方、大きな改善にはつながっていないと感じるが、獣医師からはどのような声が上がっているか。

所長

若手職員の給与面での待遇は大分改善されたと思うが、長年勤務する職員にはあまり反映されていないと感じる。獣医師が公務員として継続して勤務することが大切だと思うため、今後は若手職員に偏らない対応も必要だと思う。

また、大学では小動物に関する講義の割合が増えているようであり、家畜衛生業務に対する大学や農林水産省からの働きかけが若干少ないと感じる。地域だけでなく日本全体の家畜衛生や防疫体制を今後も維持するためには、国として理解促進に取り組むべきであると思う。

宮本しづえ委員

所長答弁のとおり、国の制度をもう少し充実させるべきであると思う。

昨年度は牛の価格が大きく下落し、全国的に畜産経営が成り立たない状況が広がったが、会津地方の状況を聞く。

所長

会津地域もほかの地域と同様の状況であるが、長年の購入者は、牛自体を見て購入するのは当然ながら、十分に飼養管理された牛を出荷する農家であるとの評価に基づき購入する傾向が強く感じられる。不景気や物価高により高級品に手が回らない状況の中で、肥育農家の肉の販売価格に対して県ができることはないが、会津地域から買った牛はよく育ち、よい成績だと評価されるよう地道な努力の継続が大切だと思うので、病気を発生させない衛生的な環境で飼育できるよう畜産農家を支援していく。

宮本しづえ委員

会津地域の牛は肉質がよいと評価されるよう努力していると理解した。

主な飼料の産地は地元か輸入か。

所長

牛が食べるわらは地元産を使用しているが、基本的には輸入穀物である。県ではトウモロコシの作付を支援する事業を実施し、全県的に募集しているが、応募が浜通りに偏っている。会津地域は米が主流のため、あえて新たにトウモロコシを作ろうとしないものと推察する。そのほか、県が畜産関係団体経由で農家に支給している配合飼料に対する補助金の活用が一つの方法である。

宮本しづえ委員

農家から、稲ホールクロップサイレージ（稲発酵粗飼料）を作りたいが、応募が多く対象にならない地域もあったとの話を聞いた。今年の米価は少し上昇したが、今まで非常に安価であった際は稲ホールクロップサイレージも一つの選択肢であったと思う。自家飼料で賄える体制をつくらなければ生産コストを抑えられないため、もう少し枠を広げられないかと思ったが、会津地域の状況はどうか。

所長

稲ホールクロップサイレージについては農林事務所が主体であるが、当所では、稲ホールクロップサイレージを牛に与えた場合、よく育つのであればそのまま継続し、発育が悪くなったり、腹をよく下すようになってきたりすれば検査するなど、牛の健康面から支援していきたい。要望があれば、農林事務所だけでなく、畜産課や水

田畑作課にも情報を伝達する。

(午前 11時46分 休憩)

◎ 会津地方振興局

(午後 1時 5分 開議)

大場秀樹副委員長より挨拶、委員等紹介の後、局長及び各部室長から職員紹介及び説明があり、質疑応答に入る。

誉田憲孝委員

概況説明要旨2ページの若者の県内留保率の向上について、県内の若者の東京圏への流出が約3,000人、女性についてはワーストとの新聞報道もあり、いかにして定着し就労してもらうかが課題である。そのような状況下で、管内の高校2年生約2,000人全員へのパンフレット配布は非常によい取組であると思うが、企画等への高校生の関わり方や、教員や生徒からの評判について聞く。

企画商工部長

当該取組は昨年度で7回目であり、その都度選定した企業のインターンシップに同行し、地元企業を選んだ理由や休日の過ごし方など、地元の高校生が質問した内容をインタビュー形式で掲載するとともに、当局が独自に取材した内容も別に掲載している。なお、若者は冊子よりもスマートフォンでの閲覧が多いため、今年度はウェブ版で制作している。評判については、学校から直接アンケートを取っていないが、昨年度は会津若松市長から、会津地方振興局はよいものを制作しているとの好評を得たところである。

誉田憲孝委員

7回も取組を継続していることはすばらしいと思う。様々な情報があふれている中で、若者がスマートフォンなどにより地元ならではの正確な情報を得ることが大事であるため、今後も取組を継続するよう願う。

次に、自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）を広域的に推進する上で、予算や人材の不足、アナログから切り替えるおっくうさなど課題があると思うが、令和5年度取組の中で見えてきた課題があれば聞く。

企画商工部長

管内市町村のDXを進める上での課題は、13市町村のうちDXに先進的に取り組

んでいる市町村がある一方、DXへの理解が進んでいない市町村もあり、温度差があることである。したがって、昨年度はDXを苦手としている市町村にアドバイザーを派遣し、底上げを図ったところである。

誉田憲孝委員

会津若松市の先進的な取組を上手に波及できるよう連携を図ってほしい。

次に、調査資料60ページについて、県税滞納者の財産状況等の調査、把握に努めたとのことであるが、把握できた状況を説明願う。

県税部長

基本的に銀行預金や動産などの財産を調査した上で、滞納処分を実施している。管内では預金差押え等の滞納処分件数が多いほか、一部では自動車の差押え、それに伴うタイヤロックやミラーロックなどの対応も行っている。

誉田憲孝委員

滞納者の世帯構成や傾向など、何か特徴があれば説明願う。

県税部長

千差万別であり特段の特徴はないが、滞納が癖になり毎年繰り返す傾向がある滞納者にも対応していきたい。

宮本しづえ委員

会津地域地方税滞納整理機構の下、県が市町村と一緒に徴収する税のうち最も多い税目は何か。

県税部長

滞納額の約8割を占める個人県民税である。

宮本しづえ委員

国民健康保険税は市町村税であるため、県は同機構の中で徴収には関与していないか。

県税部長

会津地域地方税滞納整理機構の取組において、国民健康保険税も併せて市町村と協議しながら対応している。県が国民健康保険税を直接徴収するわけではないが、市町村にアドバイスしながら、個人県民税の滞納者が国民健康保険税も滞納している場合には共に指導している。

宮本しづえ委員

国民健康保険税は賦課の内容が厳しく、住民税などとは異なる要素があり滞納も多いことから、適切な滞納整理の様々な方法を市町村に伝達願う。

次に、今年度、基準値の数百倍のP F A S（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物）が河川から検出されたが、昨年度は報告がなかった。昨年度はP F A Sが検査対象外であったということか。

県民環境部長

昨年度、当局が実施した検査により高い数値が検出されたが、企業の対応などにより数値が大幅に下がったことを住民に説明し、安心してもらったところである。委員から昨年度の公表がなかったとの指摘があったが、環境省が全国の自治体の状況を取りまとめ年1回発表しているため、自治体の調査時点から1年ずれることによると思われる。県としては、昨年度に引き続き、今年度も調査を実施している。

宮本しづえ委員

基準値超のP F A Sが検出されたのは1河川であったが、検査対象河川は何か所か。県では検査箇所を増やす計画があったかと思うが、管内でも検査箇所を増やす対応をしていると認識してよいか。

県民環境部長

県全体としては必要な箇所を追加していく考えであるが、管内については、精査したところほかに想定される箇所がないため、今回検出された箇所を重点的に対応していく。

宮本しづえ委員

高い数値が検出された場所における人体や農作物への影響は検査していないのか。全国的に人体への影響も無視できない段階に来ていると感じるため、検査項目や対象を増やす必要があると思うが、どうか。

県民環境部長

全国的に検出地点が増えているが、人体への影響について学識研究者の見解には幅があり、議論が収束しておらず、現在の制度では企業が守るべき法的な排出基準がない状況である。一方、実際に高い数値が検出され続けていることから、安全・安心のために、規制する基準を早急につくるべきであると思う。国はデータ収集や学識経験者による議論を行い規制を強化する方向で進めるとの報道もあることから、県としても国の議論を注視しつつ、規制強化の時期や内容について情報収集してい

きたい。

宮本しづえ委員

国の動向を見ながらではあるが、自主的な調査は大いに結構であると思うので、検討願う。

次に、調査資料24ページの小規模事業指導補助について、事業者への直接補助ではなく商工会等に対して15件の指導補助を行ったとのことであるが、これは会津管内独自ではなく全県的に実施している事業か。

企画商工部長

委員指摘のとおり、商工会等に対する補助であり、当局独自ではなく全県的に実施したものである。

宮本しづえ委員

観光関係は小規模事業者が多いため、会津地方振興局が独自に実施する事業があるのかと思い質問した。昨今の物価高騰により商工業者の経営は非常に厳しい状況にあり、何らかの支援策の検討を要すると思うが、その必要性をどのように認識しているか。

企画商工部長

委員指摘のとおり、震災やコロナ禍を経て、会津地域の経済は厳しい状況にあると思う。一方、行政が営利企業の減収を直接支援することは難しいため、地域創生総合支援事業（サポート事業）によるイベントなどを通じた地域活性化や、観光に資する旅行商品を造成し、地元の利益につながる事業に取り組んでいる。

宮本しづえ委員

会津管内における昨年度の移住者数及び移住世帯数と、県全体に占める割合を聞く。

企画商工部長

昨年度、会津管内においては348世帯、510人が移住した。なお、この数値は、転入時における市町村の窓口でのアンケートや、県が実施する移住セミナーなどにより把握した数値である。県全体の移住者に占める割合は、世帯数では14.27%、人数では14.91%である。

渡辺康平委員

広域観光モデルコースづくりについて、令和4年度に（株）モンベルと共同宣言

を行ったとのことであるが、5年度の実績を聞く。

次に、集落の教科書について、広域自治体である県が市町村の集落にまで介入するのは珍しいと思うが、この取組の詳細を説明願う。

企画商工部長

まず、広域観光モデルコースづくりについてであるが、令和5年度は、各市町村の担当者を集め、(株)モンベルからアドバイスをもらいながら会津管内を回るモデルコースの素案をつくるワークショップを開催した。今年度は、その素案を基にしたプランの作成を旅行代理店等に委託している。

次に、集落の教科書については、委員指摘のとおり、広域自治体である県が市町村の一集落にまで入り込むことへの疑問はあるかと思うが、昨年度は西会津町と会津美里町のそれぞれ1つの集落で教科書を作成した。元は京都府が同様の取組を実施しており、それを参考にしたものである。当局のスタンスは一度見本を作成することであるため、今後は地域創生総合支援事業（サポート事業）等の活用により、各市町村が作成してほしいと考えている。業者に委託して作成したが、県の担当者も集落の集会等に何度も足を運び、葬式の際の手伝いや香典の相場など実際にどのようなルールがあるのか聞き取り、手間をかけて何とか2冊作成した。あわせて、都会からの来訪者が会津の冬の暮らし方に驚かないよう、「冬の会津過ごし方ガイド」という冊子も作成した。

渡辺康平委員

両方ともほかの地域にはない非常に先進的な取組であると思う。広域観光モデルコースづくりの取組は、私が住む須賀川市では行っておらず、中通りのほかの市町村でも事例を聞いたことがない。また先日、天栄村長から移住者がクレーマーになり非常に困っているとの話を聞いたところであり、集落の教科書の取組を県全域に展開できればよいと思うが、県本庁の反応はどうか。

企画商工部長

まず、広域観光モデルコースづくりについては、本庁と意見交換を行い、本庁では広く海外などに向けて情報発信するなどの役割分担をしている。また、集落の教科書についても本庁に情報提供しているが、今のところ特段の反応はない。

(午後 2時14分 休憩)

◎ 会津若松建設事務所

(午後 2時19分 開議)

大場秀樹副委員長より挨拶、委員等紹介の後、所長及び次長から職員紹介及び説明があり、質疑応答に入る。

宮本しづえ委員

会津は雪が多い地域であるが、昨年度の除雪費について説明願う。

所長

昨年度の除雪費合計額は13億137万4,000円である。

宮本しづえ委員

当該金額は例年と比較して少ないのか。事業者には常時除雪できる体制を取ってもらう必要があるが、そのための費用はどの程度か。

所長

除雪費における直近5年の平均額は11億3,300万円であるが、基本待機保証や燃料費の高騰により、昨年度は平均よりも多い金額となった。

渡辺康平委員

昨年、会津農林事務所の発注工事における設計金額漏えいの不祥事が発覚してから、全庁的にコンプライアンス委員会の設置など不祥事対策を実施していると思うが、会津若松建設事務所では不祥事未然防止の研修を何回実施したか。

所長

不祥事を自分事として捉えてもらうため、昨年度はコンプライアンス研修を4回実施し、そのうち1回はグループワークを行った。

渡辺康平委員

職員一人一人が自分事として捉えることが重要だと思うが、職員の意識変革についてどのように感じているか。

所長

コンプライアンス研修や各種面談等を通じてコンプライアンス意識の醸成を図っており、当事務所でもかなり浸透してきたと感じている。

(午後 2時56分 休憩)

◎ 只見線管理事務所

(午後 3時 2分 開議)

大場秀樹副委員長より挨拶、委員等紹介の後、所長から自己紹介があり、質疑応答に入る。

宮本しづえ委員

除雪に係る負担金について、只見線の上下分離方式において運行管理業務はJR東日本（東日本旅客鉄道（株））の担当であり、除雪費は運行管理経費であると思うが、県が負担すべきものなのか。

所長

除雪車両を一連で運行するため、JR東日本が管理する区間の除雪後、県が管理する区間も併せて除雪してもらう分を案分して負担している。

宮本しづえ委員

除雪は維持管理の一環ではないため、除雪費は県の負担ではないと理解していたが、そうではないのか。

所長

一連の線路除雪作業は、施設の除雪をして列車が通れるようにするという維持管理の範疇であり、その作業をJR東日本に依頼している状況である。

宮本しづえ委員

専門的な知識や技術を持つ職員の配置が課題として挙げられているが、JR東日本からの出向職員は専門職ではないのか。また、只見線管理事務所として専門職を必要とするのは、JR東日本からの出向が今後なくなるためなのか、県職員として専門職を配置しておきたいとの考えなのか、詳細を説明願う。

所長

現在、JR東日本から3名の職員が出向しており、それぞれ土木担当、保線担当、信号通信担当の専門職である。鉄道管理は専門性が高いため、出向職員から技術を継承しているところである。保線と信号通信の担当は鉄道専門職をそれぞれ配置し技術を継承しており、土木担当は土木職の県職員の配置を当初考えていたが、鉄道の専門性が高いため人事配置を協議中である。

宮本しづえ委員

専門職の配置は大変であり、上下分離方式の難点であると理解する。

また、日常的に沿線住民との連携強化に努めていることから、只見線管理事務所

は会津若松駅舎内よりも現地に近い場所にあるほうが連携しやすいと思うが、どうか。

所長

当事務所が担う鉄道施設の維持管理上、毎日のダイヤや臨時列車の確認などの安全管理が重要であることから、会津若松駅舎内にあるJR東日本の管理部門などと列車運行等の情報を共有するため会津若松駅舎内に当事務所が設置された。利活用については、県が管理する金山町と只見町の区間のみならず路線全体を活性化するため、当事務所が会津若松駅舎内にあっても全ての沿線自治体と満遍なく連携している。

鈴木優樹委員

技術継承について説明があったが、定数内職員の4名に継承しているのか。

所長

令和5年度の技術担当者は土木職の職員1名であったが、今年度は信号通信担当職員2名、保線担当職員1名が配属され、技術継承を進めている。また、土木担当については、昨年度に配置されていた土木職の職員が現在育児休業中のため、代わりにJR出身の会計年度任用職員1名を配置し、技術継承している。様々な安全システムや現場の点検方法などを引き継ぎながら、県による今後の管理体制を充実させていきたい。

鈴木優樹委員

新たに職員が配属されたとの説明があったが、それはJR東日本からの出向職員3名のことか。

所長

調査資料1ページの職員数調は令和5年度の状況であり、この中で技術担当は先ほど説明した土木職の職員1名であった。6年2月から1名、4月から2名を新たに追加し、会計年度任用職員1名が育児休業中の土木職の職員に代わって配属されたことから、その4名に対してJR東日本の出向職員3名から技術継承している。

(午後 3時27分 休憩)

令和6年10月24日(木曜)

◎ 会津児童相談所

(午前 10時 6分 開議)

大場秀樹副委員長より挨拶、委員等紹介の後、所長から職員紹介及び説明があり、質疑応答に入る。

誉田憲孝委員

一時保護が全国的に増えているように思うが、令和4年度と5年度の件数及び一時保護の理由を聞く。

所長

一時保護の件数について、令和5年度は調査資料8ページに記載のとおり、所内保護が実人員82名、延べ人員2,137名、委託保護が実人員16名、延べ人員665名である。なお、4年度においては、所内保護が実人員74名、延べ人員2,180名、委託保護が実人員24名、延べ人員1,008名であり、例年同程度の水準で推移している。

理由については虐待が非常に多く、約半数を占めている。そのほか、例えば一人で子育てしている親が病気により入院する場合や、子供の行動特性が強く、親が育児に行き悩んだ場合に保護するケースもある。

誉田憲孝委員

保護日数はどの程度なのか。

所長

一時保護は基本的に2か月以内であるが、子供によって本当にばらつきがあり、虐待の場合は家族調整に日数を要することもある。平均で見ると、令和5年度は約28.3日、4年度は32.5日であり、1か月前後である。

誉田憲孝委員

スムーズに保護できる場合もあれば、子供の生命に関わるために無理にでも引き離さなければならない場合もあると思うが、保護者が同意しないなど難しいケースはあるのか。

所長

当然そのようなケースはあり、例えば虐待の場合は、保護者に反省を促し保護について理解してもらうよう面接を重ねている。どうしても親子分離に応じず児童養護施設への入所措置に同意が得られない場合には、児童福祉法第28条に基づき家庭裁判所に審判を申し立てることもある。

渡辺康平委員

心理嘱託員が10か月不在だったと説明があったが、業務上支障はなかったのか。
あわせて、現在の状況を聞く。

所長

前任者が年度末に家庭の事情で急に退職してしまい、求人を行ってもなかなか応募がなかったため結果的に10か月間欠員の状況が続いたが、幸いにも職員を採用でき、現在は一時保護所の心理嘱託員として業務に当たっている。

渡辺康平委員

専門職が欠員となると大変厳しいのではないかと。そのほかにも児童福祉司が病気休暇や育児休業となっていたようだが、業務的にはどうだったのか。

所長

昨年度の病気休暇1名は、自宅で足を骨折したことが理由である。要となる職員だったが、ほかの職員で協力して不在の間を何とかしのぐことができた。骨折自体は治りが遅かったが、自宅でのリモート勤務により職員の相談などに対応してもらった。

また、中堅職員が産前産後休暇と育児休業を取得したため難儀したが、幸いなことに非常に熱意のある職員を雇用でき、一生懸命業務を支えてくれている。

宮本しづえ委員

渡辺委員の質問に関連して聞く。相談件数も非常に増加していると思うが、児童福祉司の定数は充足されているのか。

また、非正規職員も非常に多いと思うが、勤務日数はどうなっているのか。

所長

令和5年度の児童福祉司数は12名であり、配置基準に基づく計算上は11名であるため1名多く、全て正規職員である。非正規職員については、フルタイムの職員もいるが、基本的には月17日の勤務体系である。

宮本しづえ委員

一時保護業務を委託しているとの説明があったが、詳細を聞く。

所長

国のガイドラインにおいて、一時保護する場合にはできるだけ良好な環境で個別対応することとされている。特に乳幼児は里親委託を検討するよう示されており、当所においてもそのように対応している。そのほか、重度の障がいがある子供など

専門的なケアが必要だと思われる場合には、障害児入所施設へ委託することもある。

宮本しづえ委員

こども家庭センターの設置に向けて市町村を支援しているとのことだが、管内で未設置の市町村はあるのか。また、これまでは子育て世代包括支援センターにおいて支援してきたと思うが、こども家庭センターとの違いを聞く。

所長

こども家庭センターは保健福祉事務所が設置を推進しており、管内では現在5か所設置されている。未設置の市町村は令和8年度に向けて体制整備中であり、保健福祉事務所と児童相談所の職員が個別訪問して聞き取り調査を行っているところである。そのほか当所としては、実際に運営する際の実務的な部分を支援するために市町村担当者の研修会なども実施している。

また、子育て世代包括支援センターがこども家庭センターとなることで、これまで別組織で運営されていた母子保健機能と児童福祉機能が統合され、子供が成人するまで一貫したケアが可能となる。保健師とも情報共有しながら児童福祉を推進していける利点があると考えている。

安部泰男委員

児童虐待については全国的にも増加傾向にあると思う。警察官は常駐していないと思うが、関係機関とどのように連携を図っているのか。

所長

現役の警察官はいないが、令和元年度から警察官OBを雇用しており、その職員が各警察署との窓口となって連絡調整している。そのほか、管内の警察署や検察と年1回連絡協議会を開催し、意見交換を行っている。

安部泰男委員

連携はうまく取れており、深夜でも何かあればすぐに対応できる体制が整っているとの理解でよいか。

所長

夜間や休日の緊急対応にもスムーズに対応できているため、連携はかなりうまく取れていると考えている。

(午前 10時46分 休憩)

◎ 会津西陵高等学校

(午前 11時21分 開議)

大場秀樹副委員長より挨拶、委員等紹介の後、校長及び事務長から職員紹介及び説明があり、質疑応答に入る。

渡辺康平委員

キャリア指導推進校として健康福祉コースが設置されているが、現在の生徒数と卒業後の進路を聞く。

校長

健康福祉コースについて、コース制1期生が現在の3年生となるが、選択者は7名である。そのうち3名は介護福祉士の資格取得を目指して大学への進学を考えており、4名は介護職員として地元への就職が既に内定している。なお、2年生は選択者が3名と少ないが、1年生は現在のところ6名程度の選択が見込まれている。

渡辺康平委員

就職や進学後も地元に残る考えを持っている生徒が多いのか。

校長

会津管内での就職が内定しており、進学についても県内の大学を予定している。

宮本しづえ委員

1学年160名の定数に対して現在の生徒数は290名とのことだが、1学年100名程度となっている現状をどのように見ているのか。

また、遠距離通学の生徒には交通費を支給していると思うが、対象者数を聞く。

校長

現在の生徒数は、3年生は100名を超えているが、2年生は80数名、1年生は90数名である。少しでも多くの生徒に入学してほしいが、少子化や会津若松市の中学生の志願動向が大きく影響していると考えている。

また、交通費支援の実績については、令和5年度が10名、4年度が14名である。

宮本しづえ委員

高校統合前の令和3年度における、旧大沼高校と旧坂下高校の卒業生の人数を聞く。

校長

旧大沼高校が68名、旧坂下高校が45名である。

宮本しづえ委員

その人数からすると、統合により他地域の学校を選択する傾向が強いわけでもな
いため、やはり少子化の影響が大きいのか。

校長

会津地区における令和6年度の中学校卒業生数は、前年度と比較して100名程度
減となっているため、少子化も大きく影響していると考えている。

宮本しづえ委員

収入に授業料の記載があるが、納入している生徒の割合を聞く。

校長

令和5年度の授業料納入者は28名であり、全体の1割程度である。

(午前 11時46分 休憩)

◎ 宮下病院

(午後 1時34分 開議)

大場秀樹副委員長より挨拶、委員等紹介の後、院長及び事務長から職員紹介及び
説明があり、質疑応答に入る。

渡辺康平委員

今年度から奥会津在宅医療センターを引き継いだとの説明があった。在宅医療の
充実に向けた独自の取組等があると思うが、詳細を聞く。

院長

奥会津在宅医療センターは、会津医療センターからの医師、看護師の派遣によっ
て開始され、今年度から当院で引き継いだところだが、現状はこれまでと同様の流
れで進めることができている。医師2名をほぼ専属として100名前後の患者を診療
しているが、今後さらに人口減少や高齢化が加速する中、医師や看護師の確保を継
続していく必要があると考えている。

また、訪問診療の難点として、どうしても患者同士の距離が遠く移動に時間を要
するため、オンライン診療なども導入しながら患者に対応していく環境整備を進め
ていきたいと考えている。

渡辺康平委員

車でどの程度の時間がかかるのか。

院長

診療圏は昭和村までが対象であるが、遠い地域だと片道1時間程度を要し、1日当たりの診療がかなり制限される点が一番の課題だと考えている。

(午後 1時57分 休憩)

◎ 南会津保健福祉事務所

(午後 3時47分 開議)

大場秀樹副委員長より挨拶、委員等紹介の後、所長、副所長及び各部長から職員紹介及び説明があり、質疑応答に入る。

渡辺康平委員

調査資料36ページの食品営業許可事務について、新規営業が135件とのことであるが、南会津管内にしては件数が多く感じる。これは、食品衛生法の改正により、漬物製造に営業許可が必要になるなど規制が厳しくなったことによるものか。

生活衛生部長

食品衛生法の改正が関係している。食品営業許可には新規営業と継続営業があり、条件付きで5～9年間の営業許可期間が付与されるが、令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され、それ以降の最初の継続営業許可は新規営業許可扱いとなる。すなわち、全てが実際に新しく始まった営業ではなく、それまで継続営業であったものについても法律上新規営業扱いとなったことから、南会津管内で135件の新規営業許可となった。

渡辺康平委員

病院局の審査においても、南会津地域での地域包括ケアシステムの構築は大変重要であると聞いたが、その進捗状況を聞く。

健康福祉部長

先ほど所長からも説明したとおり、南会津地域では地域包括ケアシステムの構築を目指しビッグハートプロジェクトを掲げている。これは、地域共生社会の実現に向け、関係機関や地域社会と包括的に連携した取組を推進するプロジェクトであり、令和3年度に開始した。具体的な内容は、高齢者施設等での情報発信や人材確保・育成、サービスの質の向上、地域活性化に向けた取組を関係機関との連携により行うものである。5年度は、南会津地域高齢者施設連携協議会を開催し、高齢者施設

等での職員からの利用者に対する暴行などの発生を防ぐため、町村が設立した（福）南会津会との連携により、介護接遇やマナーの研修を実施した。今後、高齢者の分野に限らず、障がいや医療・福祉の分野においても地域全体で協力するよう連携していく。

鈴木優樹委員

空調設備改修工事について、約1割の不用額は入札請差とのことであるが、入札と工事の内容を聞く。

副所長

空調設備改修工事については、更新時期の到来による既存のエアコン改修工事と、エアコン未設置の部屋への新設工事を行った。更新対象のエアコンは導入から大分年数が経過し、内部の不具合箇所の機器等を更新できないため改修することとした。また、改修に併せ所長室等のエアコン未設置の部屋へ新設し、合計4台増えた。入札方式は、簡易型の総合評価方式による条件付き一般競争入札であり、約500万円の請差が生じたが、設計額が過大であったわけではなく入札結果によるものである。なお、施工に当たり、当事務所からの要望によりトイレ等の暖房設備に関する変更契約を行った。

（午後 4時29分 休憩）

令和6年10月25日（金曜）

◎ 南会津地方振興局

（午前 9時30分 開議）

大場秀樹副委員長より挨拶、委員等紹介の後、局長、次長及び各部室長から職員紹介及び説明があり、質疑応答に入る。

渡辺康平委員

令和5年の観光客入り込み数が前年比20.8%増、4年度の教育旅行が前年度比9.1%増とのことだが、これはコロナ禍が明けたことによるものなのか、もしくは様々な取組の成果が出ているのか。どう分析しているか。

次長兼企画商工部長

前年度後半からインバウンドも相当増えていることからすると、やはりコロナ禍が明けたことは大きいと思う。また、当局としても紙媒体からSNSまで様々な情

報発信に取り組んでいる。その効果は目に見えて分かるものではないが、それらの成果も出ていると考えている。

渡辺康平委員

調査資料18ページ、南会津地域ブランド化事業としてメディアツアーを実施したとのことだが、旅行系メディア3者はどこか。

次長兼企画商工部長

ウェブマガジンの「GENIC」や「オトナ旅。」、トラベルブロガーである。

誉田憲孝委員

調査資料17ページに記載の南会津移住サポート推進事業について、地域の生活体験として移住希望者に生活の大変さを伝え、受入れ体制を整える取組は非常にすばらしいと思う。5日～1か月程度の移住体験とのことだが、募集方法と参加者の詳細を聞く。

次長兼企画商工部長

基本的に南会津地域は移住に不利な地域だと思っているが、対象はやはり首都圏となるため、ツアーの実施などにより移住を促進している。また、浅草まで直結し、JRより料金が安いリバティ会津も運行していることから、セミナーやワークショップを通じた情報発信にも取り組んでいる。

誉田憲孝委員

若者が移住して地域の活力になることを期待するが、参加者の世代を聞く。

次長兼企画商工部長

若者の参加も期待しているが、このような体験の参加者は40～50代が多い。移住者ネットワーク等を見ても若者の移住は少ないのが現状である。

誉田憲孝委員

どの世代であったとしても、この地域を愛し情報を発信してくれる移住者が増えればよいと思うが、参加者からはどのような声があり、それを地域としてどのように生かしていこうと考えているのか。

次長兼企画商工部長

全ての参加者から「参加してよかった」との声があり、心が籠もった温かいおもてなしを受けたことにより移住者も増えてきている。数日滞在しただけでは分からない部分を地域住民と一緒に取り組んでいくことが参加者の心をつかむと考えてい

るため、引き続き実施していきたい。

菅田憲孝委員

どの地域でもそうだが、観光客が増えている中でもトップシーズンとオフシーズンがあり、旅館等からもバランスを取るのが非常に難しいとの声が上がっている。

この点について、南会津地域ではどのように改革しようと考えているのか。

次長兼企画商工部長

南会津地域は雪が非常に多いため、冬はスキー以外を目的とした観光客が来なかったが、只見町や下郷町で雪まつりなどのイベントが開催されるようになり、冬でも観光に来てもらえるようになってきている。ただ、引き続き冬の魅力を訴えていかななくてはならないと考えており、観光業界を含め地域経済がうまく回っていくよう情報発信していきたい。

鈴木優樹委員

調査資料42ページについて、PCB廃棄物適正処理促進員と産業廃棄物適正処理監視指導員は調査資料2ページの職員数調に記載があるが、不法投棄監視員は記載がないため詳細を聞く。

県民環境部長

不法投棄監視員7名は会計年度任用職員であり、南会津町に4名、下郷町に1名、只見町に1名、檜枝岐村に1名配置されている。

鈴木優樹委員

この地域は不法投棄が多いのか。パトロールによって適正に処理されるようになっているのかも含めて聞く。

県民環境部長

不法投棄の件数自体は他地域に比べてさほど多くないと考えている。また、不法投棄に関する監視パトロールの成果については、監視員が新たな不法投棄の現場を発見することもあり、本庁においても民間の警備会社に委託して夜間の不法投棄が発生しやすい場所などを巡回していることから、一定の成果があると考えている。

(午前 10時17分 休憩)

◎ 南会津農林事務所

(午前 10時26分 開議)

大場秀樹副委員長より挨拶、委員等紹介の後、所長、次長及び各部長から職員紹介及び説明があり、質疑応答に入る。

渡辺康平委員

令和5年度に会津農林事務所で不祥事が発生したことから、今回の決算では入札関連の適正な執行が非常に注目されている。南会津農林事務所においては、職員へのコンプライアンス研修などに取り組んでいるとのことだが、職員の意識はどのように変化しているのか。

所長

コンプライアンス研修会の開催や独自の取組などについては説明したとおりだが、当事務所においては、昨年度から現在まで所内コンプライアンス研修を3回開催し、仕事に取り組む意識を醸成、浸透させている。また、風通しのよい職場環境づくりにも重点的に取り組んでおり、管理職が日頃から部下の行動や身だしなみの変化を評価し、定期的に所内で検討している。

昨年度は当事務所において不祥事は発生しておらず、職員のコンプライアンス遵守と仕事に対する意識は高いと認識している。

大場秀樹副委員長

管内の直売所等で出荷制限品目が陳列、販売されることのないよう巡回指導したとの説明があったが、出荷制限等の現状を聞く。

また、今年はキノコ類が非常に豊作であるとの報道があったが、制限の緩和を求める声はあるのか。

最後に、これらに関する県の対応を聞く。

企画部長

野生キノコの一部が下郷町と只見町、コシアブラが下郷町、南会津町及び野生に限るが只見町で出荷制限となっている。

また、年に数回開催する会合や直売所での巡回指導において、制限解除に向けた対応を求める声が上がっているが、出荷制限は国が定めているため、機会を捉えて国に要望している。

大場秀樹副委員長

キノコの盗難被害があるとの話を聞いたことがあるが、その件について何か把握しているか。

企画部長

当事務所としても事実をつかんでいないのが実態である。

安部泰男委員

農林業分野における高齢化に伴い、様々に対策しているとの説明があった。また、伐期を迎えている南会津地域の森林に対する対応なども求められていると思うが、林業関係の人材育成における昨年度の成果を聞く。

森林林業部長

南会津地域は林業が盛んでないこともあり、効率的に後継者を確保するため、令和4年度に開講した林業アカデミーふくしまと連携した取組を行っている。具体的には、当事務所独自に林業体験や就業相談、フォトコンテストを開催し、林業アカデミーふくしまの研修生にも参加してもらっており、5年度は管内の新規就業者13名のうち2名が林業アカデミーふくしまの修了生となっている。

(午前 11時 1分 休憩)

◎ 取りまとめ会議

(午前 11時 3分 開議)

大場秀樹副委員長

これより取りまとめ会議を開く。

これまでの本庁審査及び出先審査を踏まえ、意見があれば聞く。

渡辺康平委員

令和5年度には公共工事の入札に関する不適切事案があり、それに対して出先機関で様々に対応していることは分かるが、その対応やコンプライアンス強化を今後とも継続していく必要があると思う。

また、母子父子寡婦福祉資金貸付金については、南会津保健福祉事務所管内の実績が1、2件しかなく、時代のニーズに合わないため見直したほうがよいと思う。

大場秀樹副委員長

それでは、ただいま発言のあった内容は持ち帰り、ほかの班の意見も含めて理事会で検討の上、意見書案を作成することとするが、意見書案のまとめについては、正副委員長及び理事に一任願う。

以上で、取りまとめ会議を終わる。

これをもって、出先機関審査を終了する。

(午前 11時 7分 散会)